

最低制限価格の取扱いについて(改正)

日田市が競争入札に付する建設工事の最低制限価格について、次のとおり取扱う。

算出方法について

(1) の制限割合を算定後、(2) により最低制限価格(税抜き)を算定する。

(1) 制限割合の算定

○制限割合の算定式

$$\frac{\{(直接工事費 \times 0.97) + (共通仮設費 \times 0.9) + (現場管理費 \times 0.9) + (一般管理費等 \times 0.55)\}}{\text{予 定 価 格 (税 抜 き)}}$$

※制限割合は小数第3位を四捨五入し、第2位までとする。

※共通仮設費積上分は、直接工事費に含む。

○制限割合の適用範囲

$$7.5 / 10 \leq \text{制限割合} \leq 9.2 / 10$$

※制限割合の計算結果が、適用範囲の下限值 10 分の 7.5 に満たない場合は 10 分の 7.5 とし、上限値 10 分の 9.2 を超える場合にあっては 10 分の 9.2 とする。

(2) 最低制限価格(税抜き)の算定

○最低制限価格(税抜き)の算定式

$$\text{予定価格(税抜き)} \times \text{制限割合}$$

※ 最低制限価格(税抜き)は、万円未満切捨てとする。

〈適用時期〉 令和元年 6 月 1 日以降に入札公告又は指名通知するものから適用